

## 第三者評価結果

事業所名：保育園 ばんびーな

### 共通評価基準（45項目）

#### I 福祉サービスの基本方針と組織

##### 1 理念・基本方針

| (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。                                                                                                                                                                                                                           | 第三者評価結果 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 【1】 I-1-(1)-①<br>理念、基本方針が明文化され周知が図られている。                                                                                                                                                                                                          | b       |
| <b>&lt;コメント&gt;</b><br>保育理念(たいせつにしていること)は、ホームページやリーフレットに掲載し、広く周知に努めています。法人で年4回行う職員合同研修や新人研修の機会を通じて保育理念を伝えあい、保育の土台となる理念として共通理解できるよう確認し合っています。理念等の周知は保護者からは約半数にとどまっています。保護者へは、入園前説明会、保護者懇談会の機会を通じて、保育理念と保育実践の関係をわかりやすく伝え、園の取組に対する理解を深めてもらうよう努めています。 |         |

##### 2 経営状況の把握

| (1) 経営環境の変化等に対応している。                                                                                                                                                                                                                                                                     | 第三者評価結果 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 【2】 I-2-(1)-①<br>事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。                                                                                                                                                                                                                                         | b       |
| <b>&lt;コメント&gt;</b><br>社会福祉事業全体の動向については、法人の施設長会議で情報提供を受けるほか、幸区園長会での行政説明を通じて把握しています。さらに事業者説明会では、国の動向に加えて、「子ども・子育て支援事業計画」など、横浜市が進める児童福祉施策の方向性、具体策に係る情報を収集していますが、職員への周知には課題が残っています。園では、施策の方向性や、ニーズの実態、将来推計などの基礎データを参考にしながら、身近な保護者や地域の子育て家庭の意向を踏まえ、今後、園が取り組むべき課題の抽出に役立てています。                 |         |
| 【3】 I-2-(1)-②<br>経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。                                                                                                                                                                                                                                               | b       |
| <b>&lt;コメント&gt;</b><br>毎年予算を立て、毎月の予算の執行状況を検証、評価しています。さらに予算を見込んだ人員の適正配置、職員の就労時間の管理、節電・省資源などに重点をおき、効率化に努めています。水道光熱費の削減については、職員に安全面及び衛生面を勘案しながらも効率のいい使い方を指導しています。消耗品については、在庫管理表を用いて管理し、物品の整理をこまめに行い、無駄のないよう管理に努めています。園長は、備品のすべてが公費で購入しているという意識を職員に持ってもらよう働きかけています。さらに経営全般への課題解決への取組に期待されます。 |         |

##### 3 事業計画の策定

| (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。                                                                                                                                                                                           | 第三者評価結果 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 【4】 I-3-(1)-①<br>中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。                                                                                                                                                                          | c       |
| <b>&lt;コメント&gt;</b><br>園では、事業を取り巻く状況を把握、分析し課題を明確にしたうえで、保育理念の実現に向けて、単年度の事業に取り組んでいます。一方、課題については、単年度で解決できることは困難な状況なので、複数年にわたる中期(3年)や長期(5年以上)の計画を作成し、将来を見通して解決に取り組む必要があります。今後、中期長期計画の作成が期待されます。                           |         |
| 【5】 I-3-(1)-②<br>中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。                                                                                                                                                                           | b       |
| <b>&lt;コメント&gt;</b><br>法人は、経営課題や法人としての社会的使命を踏まえ、将来の見通しをもって単年度の事業計画を策定しています。計画は冒頭に法人の方針を示したうえで、前年度の事業の評価、反省をもとに、法人が取り組むべき課題解決に向けた内容として作成しています。事業終了後、定量的、定性的な検証可能な内容となっています。当該年度事業の終了後には振り返りを行い、事業報告をまとめて各園、職員と共有しています。 |         |

|                                                                                                                                                                                                                                                                  |   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| (2) 事業計画が適切に策定されている。                                                                                                                                                                                                                                             |   |
| 【6】 I-3-(2)-①<br>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。                                                                                                                                                                                                       | b |
| <コメント><br>職員会議では、毎月、保育ミーティングを開催し、保育計画の目標とねらいに照らした実践の振り返りや、行事の評価などを行い、課題を次の計画に反映しています。これを積み上げ、運営も含めて年間の振り返りを行い、結果を法人の施設長会議で報告し、共有しています。法人の事業計画については、年度末の園内の保育ミーティングで共有し、実施に向けて具体策を協議しています。なお、園ではコロナ禍の直前に、グループウェアを導入しています。グループウェアを活用して職員の意見を集約するほか、計画の共有なども行っています。 |   |
| 【7】 I-3-(2)-②<br>事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。                                                                                                                                                                                                                       | b |
| <コメント><br>保護者に配付する「保育園のしおり（重要事項説明書）」には、事業計画の主な内容が反映されています。保育園のしおりはファイルにして保護者に提供し、進級児の保護者には、変更部分のみを差し替える加除式で管理してもらっています。保護者会は4月と2月に行っていますが、事業計画のわかりやすい説明の課題があります。保育理念と、これを踏まえた園の具体的な実践をパワーポイントを使い、理解を深めてもらうよう努めています。                                              |   |

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

|                                                                                                                                                                                                                 |         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。                                                                                                                                                                                  | 第三者評価結果 |
| 【8】 I-4-(1)-①<br>保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。                                                                                                                                                                  | a       |
| <コメント><br>全体的な計画をもとに年間指導計画を作成し、これを踏まえて月案を作成・実践し、毎月振り返りを行って課題を次月に生かしています。これを積み上げ、定期的に年間指導計画の振り返りを行い、次期に生かすよう取り組んでいます。さらに個人では、自己評価チェックリストを使って振り返りを行い、園長は面接を通じて職員の振り返りを支援しています。当園では、PDCAサイクルを通じて、保育の質の向上に取り組んでいます。 |         |
| 【9】 I-4-(1)-②<br>評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。                                                                                                                                                    | a       |
| <コメント><br>園では、上期と下期に分けて、保育計画、保育実践、行事、運営など、テーマごとに振り返りを行っています。上半期では、各クラスごとに反省・評価を行い、この結果を持ち寄り職員会議で全体の評価を行い、課題の抽出と解決策の協議を行っています。上期の反省は中間評価とし、下期にはこの課題解決ができたか評価を行うとともに、年間の振り返りを行っています。下期の評価結果は、次年度の指導計画に反映させています。   |         |

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

|                                                                                                                                                                                                                               |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) 管理者の責任が明確にされている。                                                                                                                                                                                                          | 第三者評価結果 |
| 【10】 II-1-(1)-①<br>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。                                                                                                                                                                           | a       |
| <コメント><br>園長は年度当初の職員会議で、法人の事業計画、全体的な計画、年間指導計画に沿って、当該年度の重点事項を示しています。園長は事業推進にあたって、自らの役割と責任を明らかにするとともに、職員に期待する役割を伝えています。園長は年間を通じた職員の育成、働きやすい職場づくりなど、組織運営においてリーダーシップを発揮しています。また、災害時の組織図を作成し、非常時における園長をトップとした指揮命令系統を明確にして、共有しています。 |         |

|                                                                                                                                                                                                                                               |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| <p>【11】Ⅱ-1-(1)-②<br/>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>                                                                                                                                                                                         | b |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/>園長は、児童福祉法、保育所保育指針、労働基準法などの法令を遵守し、認可保育園の管理者、労務管理の責任者として、あるべき姿勢で運営管理に臨んでいます。また、定期的に横浜市の指導監査を受け、指導結果を保育、施設運営に反映するよう取り組んでいます。園長などは法令遵守に関する研修等に参加はしていませんが、横浜市の認可保育園の立場から、市が進める「ヨコハマ3R夢プラン」を踏まえて、ごみの分別・減量など実践に取り組んでいます。</p>     |   |
| <p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>                                                                                                                                                                                                               |   |
| <p>【12】Ⅱ-1-(2)-①<br/>保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>                                                                                                                                                                                       | a |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/>園長は、毎日のミーティング（オンライン含む）や毎月の職員会議で報告を受け、日々の保育の中で改善できる点や、質の向上に向けて職員に指導、助言を行っています。法人研修に参加して、テーマに応じて日頃の保育実践の振り返りを行う機会としています。さらに職員一人ひとりの経験年数に合わせて必要な外部研修に参加させています。職員は受講後、振り返りのために研修報告書を作成し、発表を通じて成果の共有を図っています。</p>               |   |
| <p>【13】Ⅱ-1-(2)-②<br/>経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>                                                                                                                                                                                       | a |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/>法人では公認会計士など士業の協力を得ながら、人事、労務、財務の分析を行い、園長は法人と連携して適切な組織運営に取り組んでいます。事務の効率化を図るため業務システムを運用して、運営管理、保育実践の管理に活用しています。職員配置では、職員の希望を踏まえ、スキル、経験年数に応じて適材適所となるよう努めています。結婚、出産、介護など、さまざまなライフイベントがあっても、職員が継続して働き続けられるよう労務管理を適切に行っています。</p> |   |

## 2 福祉人材の確保・育成

|                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------|
| (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。                                                                                                                                                                                                                               |  | 第三者評価結果 |
| 【14】Ⅱ-2-(1)-①<br>必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。                                                                                                                                                                                                       |  | b       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> 法人には、系列園の園長で構成する人材育成と採用のプロジェクトチームを設置しています。チームでは、必要な職員の確保、定着などに対する基本的な考え方や人材確保の方針が示した人材確保の実行計画を作成していますが、実施については課題もあります。ホームページには職員採用コーナーを設け、求人情報、運営理念などのほか、借り上げ社宅制度など福利厚生制度を紹介しています。遠方の求職者に配慮して、オンライン面接などを実施しています。                            |  |         |
| 【15】Ⅱ-2-(1)-②<br>総合的な人事管理が行われている。                                                                                                                                                                                                                               |  | b       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> 事業計画では人材確保の項目を設け、法人として期待する職員像を明確にしています。人事考課は、職員個々の自己評価と連動して行う仕組みを設定しており、自己評価と上長による他者評価を通じて、人事効果の公平性、公正性を確保しています。人事管理について職員の理解には課題もあります。園長は面接を通じて、職員の振り返りと目標管理を支援し、職員の育成に取り組んでいます。処遇については給与規程に明らかにされており、職員に共有されています。                         |  |         |
| (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。                                                                                                                                                                                                                                          |  |         |
| 【16】Ⅱ-2-(2)-①<br>職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。                                                                                                                                                                                                             |  | a       |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> 園長は個々の職員の就業状況を確認し、必要に応じて有給取得の勧奨を行うほか、個別の面接を行って相談に応じています。福利厚生制度では、年次有給休暇のほか、永年勤続などの特別休暇、育児休暇、生理休暇、産休・育児休暇の完全実施、復帰後の短時間勤務などを設け、ライフイベントに応じて働き続けられる職場づくりに取り組んでいます。また、健康診断の受診のほか、休憩時間の確保など、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。園では、ワークライフバランスの推進に向けた労務管理を行っています。 |  |         |

|                                                                                                                                                                                                                                     |  |   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---|
| (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。                                                                                                                                                                                                          |  |   |
| 【17】Ⅱ-2-(3)-①<br>職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。                                                                                                                                                                                            |  | b |
| <コメント><br>事業計画では、期待する職員像を明らかにし、職員の間で共有されています。職員個々の目標管理は、自己評価の一環として行われる仕組みが整備されています。個人目標を設定したうえで、保育内容などのテーマごとに、定性的（質的）な自己評価を行う仕組みとなっています。園では目標項目、目標水準、目標期限等の設定はしていないと振り返っています。組織の特性を踏まえて、より客観性、標準化を図るためには、当該項目の必要性の検討を期待します。         |  |   |
| 【18】Ⅱ-2-(3)-②<br>職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。                                                                                                                                                                            |  | a |
| <コメント><br>事業計画には、法人として期待する職員像が示され、職員の間で共有されています。就業規則には、法人として職員に求める取得資格を明確にしています。また、事業計画には、教育・研修の方針が示され、これにもとづき園では毎年度、研修計画を作成し、園内研修のほか、外部研修に職員を参加させています。職員は階層別・職種別に必要なテーマの研修受講を通じて、職業能力の開発・向上に取り組んでいます。                              |  |   |
| 【19】Ⅱ-2-(3)-③<br>職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。                                                                                                                                                                                          |  | a |
| <コメント><br>園では、一般の研修やキャリアアップ研修など、横浜市や教育研修機関が行う外部研修に参加した職員の研修受講履歴を管理しています。年2回行う自己評価、人事評価を通じて、職員の知識、技術水準の把握に努め、必要な指導、助言に取り組んでいます。新人職員には、先輩職員が指導担当となり、OJTを通じて新人の職業能力の開発、向上を支援しています。指導担当職員は、研修機関が行うスーパーバイザーを養成する研修に参加し、指導技術の習得に取り組んでいます。 |  |   |
| (4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。                                                                                                                                                                                             |  |   |
| 【20】Ⅱ-2-(4)-①<br>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。                                                                                                                                                                        |  | c |
| <コメント><br>法人では実習生の受け入れ方針を文書で明確にしています。受入れ実績はありますが、体制上の課題によって、積極的に受け入れを行っているとはいえない状況としています。実習生を受け入れる際は、学生の将来にかかわることなので、責任をもって指導にあたっています。学生の指導にあたることで職員の振り返りになり、かつ将来の人材確保の道筋をつける可能性もあることから、マニュアル等の整備を期待します。                            |  |   |

### 3 運営の透明性の確保

|                                                                                                                                                                                                  |  |         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------|
| (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。                                                                                                                                                                     |  | 第三者評価結果 |
| 【21】Ⅱ-3-(1)-①<br>運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。                                                                                                                                                      |  | b       |
| <コメント><br>第三者評価の結果は、玄関ホールに常備して保護者が閲覧できるようにしています。園のホームページには保育方針、保育サービスなどの情報を掲載し、入園希望者が必要とする情報を提供しています。財務などを含めた経営状況の公表に課題があります。横浜市「よこはま働くママ応援し隊」のホームページに情報提供を行い、育児支援情報として情報を公開しています。               |  |         |
| 【22】Ⅱ-3-(1)-②<br>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。                                                                                                                                                |  | a       |
| <コメント><br>園における物品購入は、各職員が所定の書式で上長の決裁を得て発注するほか、小口現金の管理など、経理規程に示されるルールによって事務処理が行われています。ルールは職員の間で共有されています。また、事務ルールが成文化され、業務の標準化が図られています。法人では、会計事務所と顧問契約を締結し、毎月の会計処理、法人による確認に加え、年度終了後には内部監査が行われています。 |  |         |

#### 4 地域との交流、地域貢献

|                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------|
| (1) 地域との関係が適切に確保されている。                                                                                                                                                                                                                                                                   |  | 第三者評価結果 |
| 【23】Ⅱ-4-(1)-①<br>子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。                                                                                                                                                                                                                                              |  | a       |
| 【23】Ⅱ-4-(1)-①<br>子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。                                                                                                                                                                                                                                              |  |         |
| ＜コメント＞                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |         |
| 子どもたちと一緒に園内で花を育て、公園の花壇に植え替える活動を数年にわたり行っています。植えた花を親子で見に行くのが楽しみで、公園の花壇の活性化に役立っています。コロナ禍で地域の人との交流はできていませんが、散歩の途中ですれ違う方々に挨拶をしています。玄関ホールには、親子で参加できる自主活動のチラシや、公的施設のパンフレットなど、地域の社会資源に関する情報提供を行っています。また、畑を借りて、野菜を育て、食育活動に取り組んでいます。                                                               |  |         |
| 【24】Ⅱ-4-(1)-②<br>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。                                                                                                                                                                                                                                      |  | c       |
| 【24】Ⅱ-4-(1)-②<br>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。                                                                                                                                                                                                                                      |  |         |
| ＜コメント＞                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |         |
| 学生ボランティア、サマーボランティア、小中学校生徒の職場体験などを受け入れ、子どもたちと体験者にとって貴重な経験となるよう取り組んでいます。体験した生徒が運動会を手伝ってくれるほか、体験者が成長して就職するなど、その後の貴重な関わりに発展しています。今後は、受け入れについての職員の共通認識を育成するとともに、体験の効果を高めるためにも、受け入れの基本姿勢、マニュアル等の整備を期待します。                                                                                      |  |         |
| (2) 関係機関との連携が確保されている。                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |         |
| 【25】Ⅱ-4-(2)-①<br>保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。                                                                                                                                                                                                                                 |  | a       |
| 【25】Ⅱ-4-(2)-①<br>保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。                                                                                                                                                                                                                                 |  |         |
| ＜コメント＞                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |         |
| 園長は要保護児童対策協議会の委員を務め、関係者と課題を共有し、解決に向けて協働して取り組んでいます。また、園医をはじめ消防署、警察署、行政、福祉保健センター、療育センターなど関係機関のリストを作成し、掲示しています。また、要保護世帯や発達支援が必要な子どもへの援助のため、関係機関と連携しています。また、私立園長会に参加し、情報交換、課題解決に向けた活動に取り組んでいます。                                                                                              |  |         |
| (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |         |
| 【26】Ⅱ-4-(3)-①<br>地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。                                                                                                                                                                                                                                             |  | b       |
| 【26】Ⅱ-4-(3)-①<br>地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。                                                                                                                                                                                                                                             |  |         |
| ＜コメント＞                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |         |
| 私立園長会に参加し、市内のコロナ感染状況の把握に努め、保育実施上の感染予防対策について情報共有しています。また、区の幼保小交流事業に参加して教職員及び保育士と交流し、小学校接続期の保育を行っています。地域の福祉ニーズ把握には課題もあります。職員は地域の消防団に参加し、消防団のユニフォームを着て消火活動訓練に参加するなど、地域の一員として活動に参加しています。コロナ禍で孤立しがちな地域の母親の支援のため、子育て相談を実施しています。                                                                |  |         |
| 【27】Ⅱ-4-(3)-②<br>地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。                                                                                                                                                                                                                                         |  | b       |
| 【27】Ⅱ-4-(3)-②<br>地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。                                                                                                                                                                                                                                         |  |         |
| ＜コメント＞                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |         |
| 地域とはかかわりが深く、自治会や地区の消防団に加入して、地域の防災活動に取り組んでいます。さらに子どもたちと地域の関わりを深める取組の一環として、園でお花を育て、公園の花壇に植え替える活動に取り組んでいます。要保護児童対策地域協議会や園長会など、地域のネットワークに参加し、子どもを取り巻く様々な課題について協働して解決に取り組んでいます。コロナ禍で孤立化する保護者を支援するため、子育て相談を実施していますが、十分でないと認識しています。コロナによる行動制限が解除された後の活動として、多世代交流を図るために地域のデイサービスに交流の申し入れを行っています。 |  |         |

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

|                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------|
| (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。                                                                                                                                                                                                                                                                     |  | 第三者評価結果 |
| 【28】Ⅲ-1-(1)-①<br>子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。                                                                                                                                                                                                                                         |  | b       |
| <b>&lt;コメント&gt;</b><br>法人研修では、保育理念と保育目標を踏まえた実践について学び、日頃の保育を振り返る機会となっています。研修を通じて子どもの権利擁護を尊重する姿勢を養っていますが、さらに取り組む必要があると認識しています。月一度行う保育ミーティングでは、目標・ねらいに照らして実践の評価を行い、保育の質の向上に取り組んでいます。自己評価は、保育士としての基本姿勢、実践、援助方法を振り返る機会となっており、専門職としての自覚を促す仕組みとなっています。さらにサービス規定では、保育園職員としての基本的姿勢を示し、職員の間で共有されています。 |  |         |
| 【29】Ⅲ-1-(1)-②<br>子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。                                                                                                                                                                                                                                                |  | a       |
| <b>&lt;コメント&gt;</b><br>サービス規定には、社会福祉の向上を職員の社会的使命として位置付けています。さらに園児の安全確保、権利擁護などを規定するほか、プライバシーの保護、情報管理などの遵守事項を示し、職員の間で共有されています。また、保育所保育指針は法人研修、保育ミーティングを通じて共有され、専門職としての行動規範として遵守しています。保護者には個人情報の保護について入園時説明会で説明し、書面にて同意を得ています。                                                                 |  |         |
| (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。                                                                                                                                                                                                                                                     |  |         |
| 【30】Ⅲ-1-(2)-①<br>利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。                                                                                                                                                                                                                                           |  | a       |
| <b>&lt;コメント&gt;</b><br>パンフレットと重要事項説明書の2つの要素で構成した「保育園のしおり」を作成しています。文字やレイアウトを工夫して、読みやすい内容としています。このほかA4三つ折りのリーフレットを作成し、園が伝えたい内容を概要で理解できる資料としています。玄関フロアに常備し、来園者に自由に持ち帰ってもらっています。見学希望者は、子どもたちの活動を見られる午前中を推奨しつつ、希望者の都合にも配慮しています。また、ホームページのほか、SNSを通じた情報提供に努め、若い世代の保護者の利便に配慮した情報提供に努めています。          |  |         |
| 【31】Ⅲ-1-(2)-②<br>保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。                                                                                                                                                                                                                                             |  | a       |
| <b>&lt;コメント&gt;</b><br>入園説明会では、園長が「保育園のしおり（重要事項説明書）」に沿って保育理念や保育目標、保育内容について説明し、保護者に理解を深めてもらうよう努めています。保護者には書面をもって同意を得ています。さらに「保育利用時間確認書」を書面で確認しあい、変更時には改めて変更の確認を行っています。外国籍でコミュニケーションに配慮が必要な保護者には、区役所派遣の通訳を依頼するほか、翻訳ソフトの利用やひらがな表記などで対応しています。                                                   |  |         |
| 【32】Ⅲ-1-(2)-③<br>保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。                                                                                                                                                                                                                                            |  | a       |
| <b>&lt;コメント&gt;</b><br>市内の認可保育園では、共通様式の「保育要録」を作成しており、就学先の小学校に提出するなど、保育・教育の継続性を確保しています。卒園児の保護者には、卒園後も相談対応する旨の説明をしています。実際に卒園児が運動会などの行事に参加するほか、卒園後も関わりを大切にしたり取り組みを行っています。また、他園への転園の場合、統一した様式はありませんが、保護者の了解を得て、転園先に申し送りを行うなど、保育の継続性を確保するよう取り組んでいます。                                             |  |         |
| (3) 利用者満足の上昇に努めている。                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |         |
| 【33】Ⅲ-1-(3)-①<br>利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。                                                                                                                                                                                                                                            |  | b       |
| <b>&lt;コメント&gt;</b><br>子どもの満足度については、保育士という専門職の視点から、保育計画の目標・ねらいに照らして、個々の子どもの姿について振り返りを行うなど、定性的な評価を行っています。また、保護者とは連絡用アプリケーションで、行事をはじめ様々なテーマで保護者アンケートを実施し、結果を実践に反映するよう取り組んでいます。現在、コロナ禍による行動制限で保護者会は中止していますが、その分アプリケーションを使って保護者の個別的な質問、意見への対応を図っています。                                           |  |         |

|                                                                                                                                                                                                                                                                  |   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| (4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。                                                                                                                                                                                                                                     |   |
| 【34】 Ⅲ-1-(4)-①<br>苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。                                                                                                                                                                                                                     | b |
| 【判断した理由・特記事項等】<br>保育園のしおり(重要事項説明書)には、「苦情・要望等に係る相談窓口」を示し、入園時、保護者に説明しています。苦情の受付担当をクラス担当者、解決責任者を園長、第三者委員は外部の臨床心理士にするなど、解決に向けた体制を整えています。制度の周知は、日頃の説明、掲示を通じて行っていますが、第三者委員については説明不足としています。苦情解決制度は第三者性を確保することでより機能することから、第三者委員に関する啓発を進めることが期待されます。                      |   |
| 【35】 Ⅲ-1-(4)-②<br>保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。                                                                                                                                                                                                             | b |
| <コメント><br>園では、保護者に配付する「保育園のしおり（重要事項説明書）」に苦情相談窓口について記載しています。また、文書、口頭でも園長、職員に相談でき、連絡ツールアプリや書面など複数の方法で意見を述べられることを伝えています。同時に連絡ツールアプリを通じて制度について周知に努めていますが、保護者からは意見の言いやすい雰囲気作りが求められています。相談対応のスペースについては、園内及び近隣の系列園に確保しており、プライバシーに配慮してじっくり話し合える環境づくりに取り組んでいます。           |   |
| 【36】 Ⅲ-1-(4)-③<br>保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。                                                                                                                                                                                                                | b |
| <コメント><br>保護者支援では、ソーシャルワークの基本技術である「傾聴」を大切にして取り組んでいます。保護者からの行動を待つのではなく、職員側から積極的に声かけをして、コミュニケーションを通じて要望や意見を把握するよう取り組んでいます。把握した意見等は、職員会議やグループウェアを通じて共有し、必要な対応を協議して実践しています。また、意見・要望に対する具体的な対応は、発言者に配慮しながら掲示、連絡用アプリケーションを通じて周知し、保護者の理解が深まるよう努めていますが、保護者には十分に伝わっていません。 |   |
| (5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。                                                                                                                                                                                                                            |   |
| 【37】 Ⅲ-1-(5)-①<br>安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。                                                                                                                                                                                                      | a |
| <コメント><br>リスクに関する責任者を園長とし、リスク管理について職員会議を通じて対策を図っています。また、年間を通じて消防訓練・防災訓練計画を作成し、毎月、避難訓練等を実施して非常時に備えています。さらにヒヤリハット等を集計して定量的な分析を行うほか、行政から提供される事故事例の要因分析を行うなど、定性的な分析を行って事故予防や安全確保に取り組んでいます。さらに法人研修では、テーマをリスクマネジメントに設定して行うなど、安全確保に向けた職員の意識の向上、知識・技術の習得に努めています。         |   |
| 【38】 Ⅲ-1-(5)-②<br>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。                                                                                                                                                                                                     | a |
| <コメント><br>感染症予防や発生時の対応は、看護師、リーダー保育士を中心に資料（マニュアル）を作成し、研修を行っています。研修は毎年度季節に応じて開催し、流行の感染症に応じて内容は変更しています。具体的な対策は、毎日のミーティング、申し送り（グループウェアによる）を通じて情報共有し、日々の実践に反映しています。行政から提供される感染症サーベイランス情報は職員と共有するとともに、掲示、連絡ツールアプリを通じて、保護者とも共有して注意喚起を行っています。                            |   |
| 【39】 Ⅲ-1-(5)-③<br>災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。                                                                                                                                                                                                               | a |
| <コメント><br>消防法にもとづき年間の消防訓練・防災活動計画書を作成するとともに、消防組織など体制図を整備しています。避難訓練では毎月様々な事態を想定し、実践的な訓練を実施しています。特に園は、2つの一級河川に挟まれた地区にあるため、垂直避難訓練も実施しています。さらに備蓄品は半年に一度確認・点検しています。コロナ禍以前は、近隣の系列園との合同訓練を実施していました。                                                                      |   |

## 2 福祉サービスの質の確保

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------|
| (1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  | 第三者評価結果 |
| 【40】 Ⅲ-2-(1)-①<br>保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  | b       |
| <コメント><br>法人で統一されたマニュアルがあり、新規採用職員は入職時にマニュアルを閲覧し、「ティーチャーズトレーニング」という研修方式を用いてマニュアルの周知に努めています。法人は、基本的社会的責任として、人権尊重「児童福祉法・子どもの権利条約」を掲げ、子ども一人ひとりへの対応を重視して保育に取り組んでいます。日々のミーティングやマニュアルにもとづいたチェック表を用いるなどして取組の確認をしています。また、感染症への対応などについては最新の物が活用できるように努めています。今後も、保育実践が画一的にならにように個々を大切にに取り組んでいきたいと考えています。                                         |  |         |
| 【41】 Ⅲ-2-(1)-②<br>標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  | b       |
| <コメント><br>マニュアルの見直しは年度末としていますが、必要性に応じて随時見直しをしています。見直しの周知についてはミーティングを通じて行われています。指導計画は複数の保育者の視点を持ち、進むための後戻りも視野に入れてPDCAサイクルを回しながら次のステップを見きわめています。そして、指導計画に反映させ、保護者の状況に応じた意向についても必要な場合は検証材料に加えて見直しを図っています。職員の経験年数によって検証の視点にばらつきがあり、今後の課題と考えています。                                                                                          |  |         |
| (2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |         |
| 【42】 Ⅲ-2-(2)-①<br>アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  | b       |
| <コメント><br>指導計画策定の責任者は園長で、指導計画の作成は各クラス担任が行っています。全体的な計画をもとに、各年間指導計画、月間指導計画につなげています。また、必要に応じて一人ひとりの発達や、保護者の意向を取り入れ個別の指導計画を立てています。月案にはクラスの様子に対しての、保育者の考え、課題があり、次の月への手立てを記載し、実践の振り返りや評価を行っています。園では、栄養士、看護師、園長も参加してクラス運営を行っており、配慮の必要な子ども、支援困難なケースに関しては園以外の関係者からも意見やアドバイスを取り入れて保育を提供する体制があります。園では、振り返り、評価を受けた保育実践がさらに機能できるように、職員育成に取り組んでいます。 |  |         |
| 【43】 Ⅲ-2-(2)-②<br>定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  | b       |
| <コメント><br>園では、複数担当者制を取り入れ、複数の保育士がクラス会議で指導計画についての話し合いに参加し、評価反省に基づく計画の見直しと次の手立てを作成し、計画を共有しています。急に変更が生じた場合はスピード感を持って再度周知し、評価結果を次の日の保育に生かしています。日々の些細な保育業務の中でも取り入れ、「保育」や「起きている状況」を振り返り、次の指導計画に生かせるように取り組んでいます。十分に生かせていません。                                                                                                                 |  |         |
| (3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |         |
| 【44】 Ⅲ-2-(3)-①<br>子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。                                                                                                                                                                                                                                                                              |  | b       |
| <コメント><br>法人、統一の書式を用いて在園中の子どもの心身の発達の経過等をルールに沿って記録し、職員で共有しています。記録の方法は、研修資料と実際の記録を用いたオンラインで指導しています。職員は自己の保育実践の振り返り・評価を指導計画に記載し、気づきや課題を次期計画に反映させています。園内では、日常的なICT化が進み、業務アプリやビデオなどを用いて、職員は、携帯電話やタブレット端末から指導計画、マニュアル等も確認をすることができる仕組みがあります。現在、全職員が記録の書き方についてのスキル獲得を目指しています。                                                                 |  |         |
| 【45】 Ⅲ-2-(3)-②<br>子どもに関する記録の管理体制が確立している。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  | a       |
| <コメント><br>記録管理の責任者は園長です。子どもの記録等個人情報に関するものは全て事務所の鍵のかかる書庫に保管し、管理をしています。記録の保管、保存、廃棄、情報の提供については規定に従い適正に扱っています。個人情報保護規定やマニュアルがあり、職員は入職時研修で学び、就労規則に従って遵守し、自己チェック評価表による確認をし、記録をパソコンに入力する際はそれぞれパスワードを設定しています。個人情報の取り扱いについて、保護者に対しては入園時、懇談会などでも説明をし同意書をもらっています。                                                                                |  |         |